

大阪桐蔭中学校高等学校

いじめ防止基本方針（抜粋）

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

◎ 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる。またどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識に立ち、全教職員が生徒一人ひとりに目を向け、他人の心を傷つける行動やいじめの要因となりうる軽はずみな言動を見逃すことなく、毅然とした態度で対応しなければならない。また、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。

本校では生徒一人ひとりが高い目標を達成できるよう「挑戦する教育」を推進しており、時には優しく時には厳しく親身になって生徒に向き合う姿勢により、生徒同士がお互いを尊重し合い、認め合う心優しい人格の形成、社会に貢献できるリーダーシップのとれる生徒の育成を教育目標としている。そのことがいじめの発生・未然防止に繋がり、生徒のいじめを許さない意識を育成することになる。この理念に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

◎ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している生徒とクラス・部活動等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、殴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第2章 いじめ防止

◎ 基本的な考え方

いじめ未然防止の基本になるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。このような環境の下、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の傷みや感情を共感的に受容するための創造力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組

みの中で、当事者同士の信頼のある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

第4章 いじめに対する措置

◎ 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

◎ ネット上のいじめの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の個所を確認し、その個所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (2) ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する対応をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 早期発見の観点から、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (4) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

附則 この方針は平成26年3月27日に公布する。

この方針は平成26年4月7日から施行する。